

## 我が国のエコツーリズムの現状


2007年12月18日(火)  
第1回エコツーリズム推進に関する検討会

## エコツーリズムの潮流

- **【エコツーリズムの認知】**  
1982年: IUCN第3回世界国立公園会議においてエコツーリズムが「自然保護の資金調達機能として有効」とされる。
- **【エコツアー展開】**  
1993年: 白神山地、屋久島が世界自然遺産に登録。この頃から、エコツアーを実施する民間事業者が各地で活動開始
- **【推進団体の設立】**  
1998年: 日本エコツーリズム推進協議会(現: 日本エコツーリズム協会) 設立。この頃、各地(西表島、屋久島、沖縄東村、等)で推進団体が設立される。
- **【各種制度の制定】**  
2002年: 「沖縄振興特別措置法」にエコツーリズム推進措置、「東京都の島嶼地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱」で小笠原の利用のルールが設定。
- **【国策としての取り組み】**  
2003年: エコツーリズム推進会議が開催され、エコツーリズム推進が国の施策として位置づけられる。  
2007年: エコツーリズム推進法の成立。

## 国策としての取り組み

- 2003年: エコツーリズム推進会議スタート
- 2004年: 5つの推進方策を開始(3年計画)
  - エコツーリズム憲章
  - エコツーリズム推進マニュアル
  - エコツアー総覧
  - エコツーリズム大賞
  - モデル事業
- 2007年: エコツーリズム推進法成立



## エコツーリズムの概念

- **エコツーリズムとは、**  
「自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた」  
(エコツーリズム推進会議より)
- **エコツアーとは、**  
「エコツーリズムの考え方を実践するためのツアーのこと」  
(エコツーリズム推進会議より)


## エコツーリズムの定義

- **エコツーリズムとは、**  
観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。  
(エコツーリズム推進法より)

## エコツーリズム推進モデル事業

- 2004年度から2006年度にかけた3カ年事業
- 全国で13カ所、モデル地区に指定
  - 類型Ⅰ: 豊かな自然の中でのとくみ
  - 類型Ⅱ: 多くの来訪者が訪れる観光地での取り組み
  - 類型Ⅲ: 里地里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を活用した取り組み
- 全国の50を超える地域から応募あり
- 応募の半数以上は、里地や里山をフィールドに展開(中山間地: 地域振興が主眼)

類型Ⅰ	知床、白神、小笠原、屋久島
類型Ⅱ	裏磐梯、富士山北麓、六甲、佐世保
類型Ⅲ	田尻、飯能・名栗、飯田、湖西、南紀・熊野



\* 記載されている自治体については、応募時の名称を記載。

## 各モデル地区(類型別)の取り組みの状況

### 【類型Ⅰ】豊かな自然の中での取り組み (知床、白神、小笠原、屋久島)



知床



小笠原

(写真：(株)加波ネイチャーオフィス提供)



屋久島

#### 【特徴的なツアーの代表例】

- ・原生林と野生動物に出会う
- ・流水ウォーク
- ・ホエールウォッチング
- ・フォレストウォーク 等

### 【類型Ⅱ】多くの来訪者が訪れる観光地での取り組み (裏磐梯、富士山北麓、六甲、佐世保)



富士北麓



裏磐梯

(写真：裏磐梯エコツーリズム協会提供)



佐世保

#### 【特徴的なツアーの代表例】

- ・青木ヶ原樹海とコウモリ穴をめぐる
- ・湧水、湿原のミズパショウ等をめぐる
- ・豊かな自然の残る島々の文化や生活を体験する
- ・六甲山系の自然と共存した歴史や文化を学ぶ 等

### 【類型Ⅲ】里地里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を活かした取り組み (田尻、飯能・名栗、飯田、湖西、南紀熊野)



田尻



湖西



飯能・名栗

#### 【特徴的なツアーの代表例】

- ・マガンの飛び立ち・ねぐら入り観察
- ・生水(湧き水)の郷と水のある暮らし体験
- ・冬野菜の収穫とまんじゅうづくり体験
- ・桜の案内人と桜をめぐる 等

## モデル事業を通して 得られた共通の成果と課題

### 共通の成果

- エコツーリズム推進協議会の設立
- 資源調査の実施による地域資源の再認識
- ルールと基本的な推進計画の策定
- プログラム開発
- 一定の人材育成
- 地元住民への普及啓発
- 地域外への取り組みの情報発信

## 共通の課題

- 協議会の運営  
⇒合意形成・継続運営のむずかしさ
- 市場開発・マーケティング  
⇒新たに発掘された資源を十分に活用できていない
- 質の担保  
⇒ガイド、プログラムの質の確保

## 類型ごとの特徴

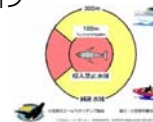
	特徴的な成果	特徴的な課題
I 類型	・ガイド間のルールづくり	・特定の場所の利用の集中 ・自主ルールに法的根拠がない
II 類型	・わかりやすい普及活動の奏功 ・地域の意識改革とエコツアーの認識の広まり	・幅広い関係者の調整 ・過渡型観光から滞在型観光へのシフト
III 類型	・地域コミュニティ再生のきっかけ ・生活環境にも配慮したルール	・観光資源の掘り起こし ・情報発信やマーケティング

## その他の取り組み

## 小笠原のルール

自然観察に関する10のルールやガイドライン

- <自主ルール>
  - 小笠原ホエールウォッチング協会自主ルール
  - ドルフィンスイミングのガイドライン
  - 小笠原カントリーコード
  - オオコウモリウォッチングについてのガイドライン
  - ウミガメに遭遇したときのガイドライン
  - アホウドリの生息環境を守るための注意
- <東京都要綱による>
  - 南島および母島一帯の適正な利用のルール（東京都要綱による）



## 仲間川地区保全利用協定

- 沖縄県西表島東部地区
- 【背景】動力船の引き波によるマングローブの倒木被害、引き波による漁業活動への影響など
- 仲間川をフィールドに活動している民間事業者5社により2004年に締結
- 協定内容
  - マングローブ林倒木への対応  
⇒航行時間、航行速度の規定、船隻数の制限
  - 安全管理
  - 漁業関係者への配慮  
⇒地域住民との話し合いの機会、フィールドの観察記録の報告と意見交換
- 2004年：沖縄振興特別措置法の認定



## 乗鞍山麓五色ヶ原の森の設置及び管理に関する条例

- 岐阜県高山市(旧丹生川村)
- 適切な保全と利用の両立を図るためのルールとして2004年制定。(2005年に高山市に合併後も継続)
- 条例で義務付けられた管理システム
  - 「案内人」同行の義務付け
  - 入山人数制限
  - 完全予約制
- 1グループにつき一人の認定ガイドの同行が必要
- 参加料金:「入山料」として市の会計に入金
- ガイドの件費のほかに、散策ルートの保全や整備費用